

「茂原市行財政改革大綱第7次実施計画（案）」に対する パブリックコメント（意見募集）の結果について

「茂原市行財政改革大綱第7次実施計画（案）」について、みなさんからご意見をいただくためにパブリックコメントを実施したところ、結果は以下のとおりでした。
貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

意見等の募集期間

平成29年1月4日（水）から平成29年2月3日（金）

意見等の受付人数及び件数

1人 21件（提出方法：電子メール1人）

お寄せいただいたご意見の趣旨及びご意見に対する市の考え方

いただいたご意見については、原則として原文のまま掲載しております。

番号	ご提出いただいた意見等	市の考え方
1	前回提示した項目のチェックを公表すべきである。	行革の取組成果については、毎年度11月頃に市広報等で達成状況を公表しております。本実施計画も同様に公表していきます。
2	P7 NO.1 オープンデータの活用 予算の具体的説明をオープンにしてもらいたい。	オープンデータカタログサイトの開設にかかる費用は国・県からの交付金により賄うこととなりますが、維持管理費として約390万円／年を見込んでいます。
3	P7 NO.2 アカウンタビリティの充実 こんなことをよく行政改革として提示したと思う。隠さなかったのは正直でよいが本来出すべきではない。行政手続法は平成6年に施行し、その当時から、審査基準、標準処理期間、不利益処分を窓口で供覧させることが義務であった。にもかかわらず22年も経ってもまだ整備されていないことは法律違反、サボタージュ以外の何物でもない。他の自治体ではとっくに整備・公表している。最初からやるなどは労力の無駄。すぐにでも、パクって28年度末までに公表すべし。手数料条例を見れば業務がわかるはず。精査はそのあとでよい。精査できるまでは時間がかかる。窓口で置いたもので法律行為を進めざるを得ない。管理職が作業すべし。担当課が総務課であることが猶更情けない。すべての課を指揮指導する課であるのに。 個票の改修とは何のことか。	本市では、行政手続法に基づき平成6年10月1日から、また、行政手続条例に基づき、平成9年4月1日から、それぞれの該当業務における、処分（許可・不許可）や届出等に関する手続きの審査基準や処理に要する期間について定め、公表しております。 本取組は、個別の業務における個票（任意に作成するもので、根拠条文、審査基準、処理期間等を詳細に記載）を整備することで、より一層わかりやすくしようとするものです。 なお、個票の改修とは、今までに整備した個票について、法改正等への対応状況を精査しようとするものです。

4	<p>P8 NO.3 市民参画・市民協働のまちづくりの推進</p> <p>まちづくりというのはまだ形が決まっていな いものだが、先のことを見据えているとし ても、あまり急いでも、本来行きつく先のイメ ージとかけ離れてしまうと後で動きが取れない 危険性があるのではないか。 認可する団体は、県が認可した NPO と異なり、 目が届くと思うので、問題のある団体を認可す る際に十分注意して、隠れ蓑にならないよう に願いたい。 補助金が支給されなくなった時にその団体の 事業を継続できるか否かの判断まで行って認 可してほしいものである。 まちづくり協議会の根拠（「まちづくり条例第 〇〇条に基づく」）と入れた方がよい。 認可団体が不祥事や無届で活動を廃止したり した時に処分をする制度があるのか。</p>	<p>ご意見として承ります。 ご提案の趣旨を踏まえ、現状及び課題につい て、「茂原市まちづくり条例の趣旨を踏まえ、協 働事業提案制度及び市民活動団体認定制度の創 設、地域まちづくり協議会の設立支援に努めて いる。」という表現に改めます。</p>
5	<p>P8 NO.4 公衆無線 LAN 環境の整備</p> <p>災害時の情報伝達の強化というがその恩恵の 対象は旅行者で、市民には余り還元されないの ではないか。それに災害対策本部が立ち上げて からの事ではないか。非常時より日常的に利用 が可能の方がよいが、財政的に苦しい茂原市 が無理をする必要はないのではないか。</p>	<p>国及び県は、東京オリンピック・パラリンピ ックの開催に伴い、主要な観光・防災拠点等 における Wi-Fi 環境の整備を、2020 年に向けて推 進しております。 本市といたしましても、この機を捉え、補助 金の活用により、公衆無線 LAN 環境を整備す る必要があるものと判断し、取組を進めるもの です。</p>
6	<p>P9 NO.6 シティプロモーション戦略の充実</p> <p>財政状況の低迷、市会議員の脱税など選ばれる まちとは程遠い。日本中が人口減少に悩む中で 定住人口の取り合いに終始するのではなくて 既住者が積み重ねてきた社会資本を充実させ、 或は制度の視点を既住者に据えていけばいい のではないか。強みは温暖な気候や平たんな地 形などであるのだからそれをいかして豊かな 或は住みやすい市を形成するべきなのではな いか ふるさと納税については NO21 で言及してい るが重複していないか。</p>	<p>ご意見として承ります。 ふるさと納税の推進は、本市の魅力発信・新 たな特産品の創出の考えのもと、取り組んでい くものです。</p>
7	<p>P11 NO.9 公共施設マネジメントの推進</p> <p>「実施しなければならない」という表現はど ういう意味か。「実施する」でいいではないか。 もともと公共施設の管理ということで市の施 策として決まっているのにあえて違う表現を する必要があるのか。 それより NO2 についての猛省をするべきだ。</p>	<p>本市の現状の課題を表現しています。 原文のとおりとさせていただきます。</p>

8	<p>P11 NO.10 公共施設予約に係るサービスの向上</p> <p>電話等での予約はこれまでしなかった理由があるのではないかと。 また、使用料の取りはぐれが絶対ないようにしないと意味がない。</p>	<p>予約等の誤りが生じないように、使用施設の窓口で予約事務をしています。予約方法の見直しを行うことで利便性の向上を目指します。</p> <p>なお、使用料は、「公民館管理に関する規則」により、使用日前に使用料の納付が必要ですので、使用料の滞納は発生しないと考えています。</p>
9	<p>P12 NO.11 期日前投票所の拡充</p> <p>投票率が下がっているのは市民の意識が低いからである。確かに信頼に足る、任せられる候補者がいないという側面はあるのだけれど。情けない市議員が多いのは確かだ。市議会での追及が甘い。象徴的なのは脱税した市議員が再選されたことである。これは市の責任ではない。市民が悪い。逆にもっと投票数の最低ラインを挙げてみたらどうだろう。法律上の制約があるからできない？或は電子投票で上がるのでは？費用対効果という面で可能性がない？少なくとも寝たきりの人の投票は電子投票で可能となるはず。しゃにむに投票率を上げるには戸別投票を導入するのもありかなとは思っているのだが。市議会条例は出来て報告会は1回行ったが、もう一つ目指していた住民投票条例はだれがどこで検討しているのだろうか。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>住民投票については、茂原市まちづくり条例第12条に住民投票を実施することができる旨が規定されています。</p>
10	<p>P12 NO.12 民間活力の推進・PPP手法の適切な活用</p> <p>図書館では、現行の地域防災計画が指摘を受けてそろえ、寄付で補充した現行法令集でも閲覧の機会が少ないものは計画通り廃棄している。必要なものは自ら調べるといった態度ではないし、不要なものは他に受け入れてくれるところを探さないのだろうか。また、長生郡市広域市町村圏組合の予算・決算・議事録などの行政資料は置かないのだろうか。 下水道の包括的民間委託とはどんなものか。</p>	<p>図書館では、茂原市立図書館資料収集方針及び除籍方針に基づき、図書の購入及び廃棄を行っています。茂原市以外の行政資料の設置については、市民ニーズをとらえながら対応を検討します。</p> <p>また、下水道の包括的民間委託とは、下水道施設の維持管理において、管理を受託した民間事業者が、より効率的・効果的に運営できるよう運転、保守点検、清掃、補修など複数の業務を包括的に委託するものです。</p>
11	<p>P13 NO.14 指定管理者制度の運用の検証</p> <p>指定管理者の自己申告で評価ができるのか。例えば図書館は NO12 に記載したように本来の自主的な或は指導的な考えが見えない。改善するには利用者からの声を求めるべきである。</p>	<p>利用者アンケート等は、ガイドライン策定時に検討していきます。</p> <p>図書館では、年1回利用者アンケートを実施しています。</p>

12	P15 NO.17 特別会計の健全化	
	農業集落排水事業への参加は任意のはず。利用率の向上といってもどう対処するのか。利用者が増減するごとに利用料、負担金を見直して、既存会員に反映するとか？	水洗化率の向上は、特別会計の健全化という観点から早期に実現すべきであり、今後も未接続戸に対し、水洗化を促すよう戸別訪問あるいは広報で啓発し、水洗化率の向上を目指して行くものです。
13	P15 NO.18 市税等の徴収率の向上	
	国保税が65%程度になっている理由を説明してもらいたい。	国保税は、市税と比較して滞納繰越額が大きいため、現年度・過年度を合わせた合計とした場合、国保税合計の徴収率は65%程度となっております。 今後、より効率的な収納環境の整備推進等の強化により徴収率の向上を図っていくものです。
14	P16 NO.19 債権回収の強化	
	交通遺児・母子家庭等奨学資金については徴収率を上げることよりも、貸し付けではなく給付にすべきである。収入が期待されない人たちに貸し付けても返せないのは明らか。茂原市の財政が豊かであれば貸し付けにしなくてもよかつたはず。こんな状況を改善できない茂原市が恨めしい。	この奨学資金の財源は、昭和58年度に創設された「茂原市交通遺児及び母子家庭等奨学資金貸付基金」であり、継続的な支援の実施という観点から貸付けにて運営してまいりました。 現在、国では給付型奨学金の導入を検討しておりますので、その動向を注視し、本制度の今後のあり方を検討していきます。
15	P16 NO.20 公有財産の売却・有効活用	
	旧国有地である里道、水路で現在占拠されている市有地を払い下げてはどうか。	現在の状況を鑑みると、費用・時間とも要する事業となります。今後の参考とさせていただきます。
16	P17 NO.21 ふるさと納税の推進	
	返礼品の拡充とあるが、茂原の特産品ならまだしも、価格を抑えたものにすべきで、一時の流行であることを見据えて他市と競争すべきでない。人気なくなったら、土地開発公社の二の舞である。	ふるさと納税の推進として、市の魅力を発信することを目的としています。記念品の要件としては、市内で生産製造加工販売サービスの提供が行われ、市の魅力発信に資するもの、安定供給が見込めるもの、としています。 なお、返礼品については、寄付のあった時点で発注を行っています。
17	P17 NO.22 行政評価システムの充実	
	全職員に評価システムを費やさせるのは労力の無駄である。管理職行うべきで、その評価を管理職以下が逆評価をするようにした方がよい。	市が実施した事業・施策が実施計画どおりに実行できているか、妥当なものかを評価し、公表するものであり、全職員がそれぞれ評価を行うものではありません。

18	P19 NO.25 勤務管理システムの導入	
	残業は基本的には管理職が行うべきである。	ご意見として承ります。 勤務管理システムは、出勤簿・休暇処理簿等の簿冊を電子化し、ペーパーレス化を推進するとともに手続きを簡素化するものです。
19	P20 NO.27 職員の意識改革・能力の向上	
	研修でそれほど職員の能力が上がるものか。本来、能力は、日々の業務の研鑽の中で知識と共に多くの職員に揉まれて向上するものではないか。結局、職員の多さが必要なのではないか。	日々の業務の中で学ぶ経験・知識は重要なものと考えております。 加えて、新たな行政課題などに対応するため、さまざまなテーマで研修を行うことが必要と考えています。
20	P21 NO.29 職員の適正配置	
	早期退職制度を導入する理由はなにか。	茂原市は、平成 26 年度より定年退職後の再任用制度を導入しています。今後職員の平均年齢上昇が予想されますので、年齢構成の適正化及び国や県との給与面の均衡を図るため導入するものです。
21	P21 NO.30 ワーク・ライフ・バランスの推進	
	例えば、財政課は予算策定時には残業が続くが、それをどうワークライフバランスをとれるのか。	繁忙期には時間外勤務が生じることもありますが、管理職が勤務状況の把握及び対策を行っていきます。 仕事と家庭生活の調和をめざし、ワークライフバランスを組織内に浸透定着させていく取組です。